

太田市マイナンバーカードガイドブック
デザイン作成業務委託 提案事業者募集要領

1 目的

太田市では、マイナンバーカードの概要や利用、手続き方法について解説するガイドブックを作成する。

マイナンバーカードの理解を深めていただけるようなガイドブックの作成を目指すため、民間事業者等が有する知識や技術、経験等を活かした有益な提案を募集する。

2 概要

(1) 事業名称

太田市マイナンバーカードガイドブック デザイン作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「太田市マイナンバーカードガイドブック デザイン作成業務委託仕様書（公募用）」（以下「仕様書」という。）のとおり

※デザインのみの業務内容とし、印刷業務は含まない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日（予定）

(4) 委託料上限額

500,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は、本事業の規模、契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

(5) 支払要件

委託業務完了後、受注者からの請求に基づき、30日以内に支払いを行う。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、応募事業者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。

3 応募資格

(1) 小規模契約希望者名簿の工種が「イベント」（デザイン制作）に登録のある事業者とする。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがされていないこと。

(3) 太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）及び太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

4 スケジュール

実施日程	項目
令和6年4月8日(月)	募集開始
令和6年4月8日(月)から4月16日(火)	質問受付
令和6年4月19日(金)	質問回答
令和6年4月24日(水)	参加申込書の提出期限
令和6年4月25日(木)から5月17日(金)	デザイン提案書の受付
令和6年5月20日(月)から5月24日(金)	デザイン提案書の審査
令和6年5月下旬	事業者選定結果通知
令和6年6月上旬以降	契約締結

5 参加申込書の提出について

(1) 受付期間

令和6年4月24日(水)まで

(2) 提出方法

下記の URL から参加申込書を提出すること。

URL:<https://logofom.jp/form/VswA/514359>

(3) 応募辞退

申込後に応募を辞退する場合は、下記 URL から「応募辞退届」を提出すること。

URL:<https://logofom.jp/form/VswA/530609>

6 質問及び回答

募集の内容等に対する質問及び回答は次のとおりとする。電話や来庁による問い合わせは受付しない。

(1) 質問書提出期間

令和6年4月16日(火)まで

(2) 提出方法

下記 URL にアクセスし、質問事項を入力すること。

URL:<https://logofom.jp/form/VswA/530625>

(3) 回答日及び回答方法

令和6年4月19日(金)に太田市ホームページに掲載します。

7 デザイン提案書の提出について

(1) 題材

参加申込書を提出した事業者に対し、ガイドブック案の構成ページの中から、市が選定したページを題材として提示するので、別紙仕様書「4 業務委託内容」及び「5 ガイドブックの仕様(案)」を確認の上、原案作成すること。

(2) 見積金額

2(4)の委託料上限額内で、別紙仕様書に記載の内容を踏まえた見積金額を提示すること。

(3) 全体スケジュール

デザインの編集から納品までの全体スケジュールを策定し、提示すること。様式は任意とするが、参考様式を確認の上、作成すること。

(4) 提出物

- ① 原案(紙媒体) 7部
- ② 原案の電子データ(PDF)
- ③ 見積金額
- ④ 全体スケジュール

(5) 提出期限 令和6年5月17日(金)まで

(6) 提出方法

- ① デザイン提案書の詳細は、参加申込後に URL を送信するので、申込フォームを確認すること。申込フォーム内で提案書の提出が可能である。
- ② 紙媒体は、持参により提出すること。郵送は不可とする。
※持参の場合は、土・日及び祝日等の閉庁日を除く、午前9時～午後5時まで

【提出先】

太田市浜町2番35号 太田市役所1F 市民課 マイナンバーカード係 宛

(7) 提出条件

- ① このデザイン提案は、優先交渉権者を決定するための題材であり、本契約締結後に太田市と協議の上、デザイン等の修正を依頼する場合がある。
- ② 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ③ 提出されたデザイン提案書等は選定結果に関わらず返却しない。
- ④ 本件に係る情報公開請求があった場合は、太田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。なお、公開時期は、優先交渉権者決定後からとする。

8 事業者の選定について

(1) 選定方法

太田市職員等で構成する選定委員会を設置し、提出されたデザイン提案書及び見積金額を基に優先交渉権者を選定する。ただし、個別の評価基準において著し

く低い評価となった場合や最低基準点に達しない場合は、選定しない場合がある。

(2) 審査基準

審査項目		評価基準	配点
1	業務実績	本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか	10
2	全体スケジュール	スケジュールが具体的かつ実現性が高いものであるか	20
3	デザイン構成	提案題材のメリットを文章だけでなく、写真やデザイン、レイアウトにより、効果的にアピールできているか	20
		興味が湧くようなキャッチフレーズやタイトルになっているか	20
		年齢層に関係なく、分かりやすく見やすい表現となっているか	20
4	見積金額	(提案価格のうち最低価格／自社の提案価格)×10 ※小数点以下切り捨て	10
合計			100

(3) 選定結果について

選定結果は、応募事業者に書面にて通知及び太田市ホームページに掲載する。

なお、選定結果に対する問い合わせ及び異議には応じない。

9 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が委託料上限額を超えた場合
- (5) 事業の履行が困難と認められる場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

10 事業者との協議、契約締結

優先交渉権者と太田市との間で契約締結条件に関する協議を行い、最終的な仕様書(実施仕様書)を作成し、契約締結をする。なお、優先交渉権者と太田市との協議が整わない場合、または事業を遂行することが困難となる場合は、契約を締結せず、次点

事業者がいる場合は、次点事業者との協議を行う場合がある。

11 事務担当

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 市民生活部 市民課 マイナンバーカード係